

「令和 7 年台風第 15 号災害静岡県義援金」募集要綱

社会福祉法人静岡県共同募金会

1 趣旨

令和 7 年 9 月 5 日の台風第 15 号により静岡県内各地で発生した竜巻・突風、浸水災害に対して、10 市町（静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町）に災害救助法が適用されました。

静岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、静岡県及び日本赤十字社静岡県支部と調整の上、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和 7 年台風第 15 号災害静岡県義援金

3 受付期間

令和 7 年 9 月 9 日（火）から令和 7 年 12 月 8 日（月）まで

4 義援金の受け入れ口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00920-6-335963	しずおかけんきょうどうばきん かいたいふうだい 15 ごうさいがいぎ えんきん 静岡県共同募金会台風第 15 号災害義援金
・ ゆうちょ銀行・郵便局の窓口からの払込手数料及び「ゆうちょ通帳アプリ」からの払込手数料は無料 ・ 窓口へ「料金免除口座への寄付金（義援金）の払込み」とお伝えください。		

※ ゆうちょ銀行の A T M 及びゆうちょ（B i z）ダイレクトを利用する場合や、ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込の場合、振込手数料がかかります。

※ ゆうちょ銀行の「振替払込請求書兼受領書」は、領収書の代わりとして「免税証明書」となります。

5 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、静岡県が設置する義援金募集・配分委員会において配分が決定され、被災市町を通して被災者へ配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、ゆうちょ銀行窓口で受け取られる「振替払込請求書兼受領書」に本募集要綱を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人静岡県共同募金会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号

静岡県総合社会福祉会館シズウエル 4 階

(電 話) 054-254-5212

(F A X) 054-254-6400

(E-mail) 22@shizuoka-akaihane.or.jp

附則

この要綱は、令和 7 年 9 月 9 日から施行します。